

新発田労働基準監督署発表  
令和8年9月17日(木)

令和8年9月17日

【照会先】

新発田労働基準監督署

監督課長 吉田 智成

(電話) 0254-27-6680

報道関係者 各位

## 労働基準法違反容疑で書類送検

～違法な時間外労働を行わせた疑い～

新発田労働基準監督署(署長 宮島 宏幸)は、本日、新潟県胎内市の個人事業主 A を、労働基準法違反の疑いで新潟地方検察庁新発田支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

労働者1名に令和7年3月16日から同年5月15日の間及び同年6月16日から同年12月6日までの期間、有効な36協定の届出なく、法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えた違法な時間外労働を行わせた疑い。

### 1 被疑者

個人事業主 A

新潟県胎内市において事業を行っていた者。

### 2 違反条文

労働基準法第32条第1項、第2項(労働時間)

同法第119条第1号(罰則)

### 3 被疑内容

労働基準法では、36協定の締結・届出なく、法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて労働させてはならないことが規定されていますが、被疑者 A は、労働者1名に令和7年3月16日から同年5月15日の間及び同年6月16日から同年12月6日までの期間、有効な36協定の締結・届出なく、違法な時間外労働を行わせた疑いがあるものです。

【参照条文】

## ○労働基準法

### (労働時間)

**第三十二条** 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

### (時間外及び休日の労働)

**第三十六条** 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この条において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

(第2項～第11項 略)

### (罰則)

**第百十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二條第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条(第七項を除く。)、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

(第2号～第4号 略)